

# 南仙台国際学院学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本校は、日本という異文化の環境で学ぶ生徒が、安心して自己の力を発揮できる教育現場を目指しています。日本語教育を基盤とし、主体的に学び、課題に向き合う姿勢と、他者と協働して行動する力の育成を重視します。また、地域社会との交流を通じて豊かな人間性と自立心を育み、社会の一員として成長していくためのより確かな基盤を築くことを目指します。

### (名称・所在地)

第2条 本校は「南仙台国際学院」(英語表記:Minami-Sendai International Academy)と称し、その所在地は宮城県仙台市太白区中田2丁目25番15号に置く。

### (点検・評価)

第3条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### (教育方針)

第4条 本校の教育方針は次のとおりとする。

#### (1) 主体的に学ぶ姿勢の育成

- ・ 自ら課題を見つけ、考え、表現する力を養う。
- ・ 学習に対する意欲と責任感を育て、主体的に行動できる生徒を育成する。

#### (2) 協働的な学びとコミュニケーション能力の育成

- ・ 他者の意見を尊重し、協力して課題に取り組む姿勢を育む。
- ・ 多様な背景を持つ仲間と円滑に日本語を使ってコミュニケーションを図る力を身につける。

#### (3) 多文化理解と異文化適応力の育成

- ・ 多様な文化や価値観を理解し、柔軟に受け入れる態度を育てる。
- ・ 日本での生活や学習に適応し、国際的な視野を広げる。

#### (4) 地域社会との連携を通じた成長の促進

- ・ 地域の人々との交流を通して、社会性と実用的な日本語運用能力を高める。

- ・ 地域社会の一員としての自覚を育み、社会参加への意欲を育てる。

(5) 自立に向けた生活力・進路形成の支援

- ・ 生活面・学習面の両面で自立をめざす力を育成する。
- ・ 将来への見通しを持てるよう個々の適性や希望に応じた進路選択を支援する。

## 第 2 章 課程・修業期間・収容定員・クラス数・休業日・授業時刻

(課程・修業期間・収容定員・クラス数)

第 5 条 本校の修業課程、修業期間、収容定員、クラス数は次のとおりとする。クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受ける生徒を20名以下ごとに分けて編成する。

課程名	修業期間	収容定員	クラス数
進学 2 年課程	2年	60名	4クラス
進学 1 年6か月課程	1 年 6 か月	40名	2クラス
合 計		100名	6クラス

(修業期間および始期・終期)

第 6 条 進学 2 年課程は原則として 2 年以内とし、進学 1 年 6 か月課程は 1 年 6 か月以内とする。

2 本校の各課程は、4 月または 10 月に始まり、3 月に終わる。

3 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1)前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2)後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 夏季休業( 8 月初旬から 8 月中旬まで、開始日終了日は各年度開始前に決める )

(4) 冬季休業( 12 月下旬から 1 月上旬まで、開始日終了日は各年度開始前に決める )

(5) 春季休業( 3 月中旬から 4 月上旬まで、開始日終了日は各年度開始前に決める )

2 前項の規定にかかわらず、本校生に必要であると校長が認める場合には、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害、その他緊急の事情があると校長が認めるときは、授業を行わないことができる。

(授業時刻)

第8条 授業の始業時刻と終業時刻は次のとおりとする。

午前の部 9時00分～12時40分

午後の部 13時30分～17時10分

※生徒が午前クラス・午後クラスを指定することはできない。

### 第3章 教育課程、授業時数、学習評価、修了、卒業及び教職員組織

(日本語教育課程)

第9条 本校の日本語教育課程は、主に日本語を母語としない留学生を対象とし、日本語能力(「日本語教育の参照枠」に基づいた日本語能力)を体系的に育成する。レベル別授業科目及び授業時数は、別表1の通りとする。ただし、ここでいう1単位の授業時間は45分とする。

(学習評価)

第10条 各種試験(小テスト、確認テスト、修了テスト)、レポート(作文)、発表、成果物、学習態度等により成績を評価する。

2 成績評価は、S、A、B、C、Dの5段階評価とし、C以上を合格とする。

評定	達成率	合否
S	90点～100点	合格
A	80点～89点	合格
B	70点～79点	合格
C	60点～69点	合格
D	59点以下	不合格

3 前項の学習評価に関し、必要な事項は日本語教育評価規程に定める。

(修了)

第 11 条 校長は各授業科目について第 10 条に定める学習評価において、一定の評価を受けた生徒に対して当該科目の修了を認定する。ただし、在籍期間を通じ出席率が9割以上であること、納付すべき学費をすべて納入していることを必須要件とする。

2 前項において修了の認定を受けた生徒に対して修了証を発行する。

(卒業)

第 12 条 校長は、本校所定の課程を修了した生徒に対し、卒業証書を授与する。

(教職員組織)

第 13 条 本校に次の教職員を置く。なお、以下の(1)～(6)は兼務することができる。

(1) 校長 1人

(2) 主任教員 1人

(3) 日本語教員(主任教員を除く) 4名以上(うち本務教員2名以上)

(4) 事務統括責任者 1名

(5) 生活指導担当者 1名

(6) 生活指導担当教職員 1名(学生の母語担当者を含む)

2 学校運営上、必要と認めた場合は、その他必要な教職員を置くことができる。

3 校長は、校務の総責任者として学校運営を指揮する。ただし、学校経営にかかる財務、人事はその限りではない。

## 第 4 章 入学、休学、転学、退学、賞罰及び変更の届出

(入学資格)

第 14 条 本校への入学資格は、次の条件をすべて満たしていることとする。

(1) 12 年以上学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者

(2) 本校の教育目的を理解し、主体的に学び、一個人として成長する意欲があること

(3) 申請時の日本語能力が、それぞれの入学時期に応じた日本語能力がある者

・進学2年課程(4月入学):日本語教育参照枠の A1(日本語能力試験 N5)相当の日本語能力がある者

・進学1年6か月課程(10月入学):日本語教育参照枠の A2(日本語能力試験 N4)相当の日本語能力がある者

(4) 年齢が 18 歳以上の者

(5) 支弁能力のある保証人が健在であること

(入学時期)

第 15 条 本校の入学は年 2 回とし、時期は 4 月及び 10 月とする。

(入学手続き)

第 16 条 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 23 条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 23 条に定める学費及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第 17 条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由によって 5 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学願に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。校長は、保証人に確認が得られた場合のみ許可する。

- 2 校長は、疾病のため修学することが適当ではないと認められる生徒に対して、休学を命ずることがある。
- 3 休学中の生徒は、その期間中、授業及び試験を受けることができない。
- 4 休学した生徒が復学しようとする場合は、復学願に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

(転学・退学)

第 18 条 転学・退学を希望する者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 19 条 生徒の除籍は次のとおりとする。

- (1) 休学期間を満了しても、何等の手続きをしない者
- (2) 死亡した者又は長期にわたり連絡がとれない者
- (3) 生徒納付金の納入を怠り、学則第 23 条に定める納入期日を超えても納入の見込みがない者

(4) その他の理由により校長が除籍と判断した場合

(褒章)

第 20 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる生徒に対して褒章を与えることができる。

(懲戒)

第 21 条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、状況に応じて、指導・停学・退学の処分を行うことができる。

(変更の届出)

第 22 条 何らかの理由で、本校に届け出ている住所、在留期間、在留資格、アルバイト先などに変更があった場合は、速やかに届けなければならない。また住所変更は 14 日以内に、居住地の市区町村役所・役場、出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

## 第 5 章 生徒納付金

(学生納付金)

第 23 条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

(進学 2 年課程)

内訳	1 年目	2 年目
入学選考料	15,000 円	
入学金	50,000 円	
授業料	660,000 円	660,000 円
教材費	33,000 円	33,000 円
施設費・設備費	33,000 円	33,000 円
課外活動費・行事費	16,500 円	16,500 円
保険料	12,000 円	12,000 円
健康管理費	10,000 円	10,000 円
入寮費	10,000 円	
寮費 ※該当する者	(6 か月分) 180,000 円	

※消費税10%含む。

(進学1年6か月課程)

内訳	1年目	2年目
入学選考料	15,000円	
入学金	50,000円	
授業料	660,000円	330,000円
教材費	33,000円	16,500円
施設費・設備費	33,000円	16,500円
課外活動費・行事費	16,500円	8,250円
保険料	12,000円	6,000円
健康管理費	10,000円	10,000円
入寮費	10,000円	
寮費 ※該当する者	(6か月分) 180,000円	

※消費税10%含む

2 生徒は、原則として入学前に上記納入金を全額納入するものとする。

(納入)

第24条 本校生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、生徒納付金(入学選考料・入学金・寮費を除く)を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第25条 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても誠意がみられず納入の見込みがない場合、校長は、当該生徒に対し除籍することができる。

(生徒納付金等の返還)

第26条 生徒納付金の返還に関する事項は、返金規程において定める。

## 第6章 進 路

(進学支援の基本方針)

第27条 本校は、大学・大学院・専門学校など、日本国内の高等教育機関への進学を希望する学生に対し、次の支援を行う。

- (1) 日本留学試験(EJU)、日本語能力試験(JLPT)、大学・専門学校の個別試験に向けた指導
- (2) 願書及び志望理由書の書き方指導、面接対策の実施
- (3) 進学相談、学校紹介、進路面談の実施
- (4) 必要に応じて行内推薦制度の適用や合格実績の情報共有
- (5) 大学・大学院・専門学校のパンフレット等の情報提供

## 第7章 生活・活動

(出席と欠席)

第28条 やむを得ない事情で遅刻・早退・欠席する場合は、事前に申し出ること。

(地域交流活動)

第29条 生徒は、地域住民との交流イベントやボランティア活動に積極的に参加することが奨励される。

(生活指導)

第30条 生徒に対しては生活・健康・進学・就職などに関して支援する。

## 第8章 防災・災害時の行動指針

(防災教育の実施)

第31条 本校は、生徒に対し、日本における地震・火災・台風・津波などの災害に関する基礎知識と避難行動を周知するため、防災訓練およびガイダンスを一年に一度行う。

(緊急時の対応)

第32条 災害発生時は教職員の指示に従い、安全確保と避難行動を最優先とする。安全行動・避難にあたっては、地域自治体および近隣の防災機関と連携し、災害時の支援が円滑に行えるよう努める。

(緊急連絡体制)

第 33 条 緊急連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 生徒は入学時に、緊急連絡先(本人・家族・保証人)を届け出るものとする。
- (2) 災害時は、学校の緊急連絡網・アプリ・掲示板・メール等を通じて情報提供を行う。
- (3) SNS や掲示板による安否確認を実施することがある。

(災害時における学習継続のための支援措置)

第 34 条 本校は、災害その他の不測の事態が生じた場合においても、生徒が学習の機会を確保するため、遠隔授業の実施、協定校への転学等状況に応じた学習支援措置を講じる。

- 2 不測の事態により生徒が安全の確保または生活上の事情により転学を余儀なくなれた場合には、生徒の学習継続を最優先とし、協定校との連携、学習履歴の提供その他必要な支援を適切に行う。

## 第 9 章 個人の尊厳・プライバシー保護について

(SNS の利用について)

第 35 条 生徒は、SNS(Instagram、X(旧 Twitter)、TikTok、Facebook、LINE など)を利用する際、他人の尊厳やプライバシーを尊重し、以下の点を遵守する。

(禁止事項)

第 36 条 次の行為を禁止とする。

- (1) 他人の容姿や国籍、宗教、性別に関する差別的・中傷的な投稿
- (2) 授業中や学校内の写真・動画を、教職員・他の生徒の許可なく公開すること
- (3) 学校の評判を損なう発言、誤解を招く表現や虚偽の情報の拡散
- (4) 他の生徒や教職員の個人情報(顔写真・氏名・連絡先など)を無断で投稿
- (5) 著作権等を侵害する投稿

(学校公式 SNS の運営)

第 37 条 本校は、広報・地域連携・学習支援のために公式 SNS を運用する。運用方針は別途ガイドラインに基づく。

(禁止事項違反時の対応)

第 38 条 禁止事項に違反した場合、状況に応じて指導・投稿削除要請・保証人への連絡・停学・退学等の措置をとる場合がある。

## 第10章 雑 則

(健康診断)

第39条 健康診断は毎年1回、実施するものとする。

(寄宿舍)

第40条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(施行細則)

第41条 本学則は、必要に応じて校長および教員・職員の協議により改定することができる。

附則

この学則は、2027(令和9)年4月1日から施行する。

## 自己点検・評価の実施体制

### 1.実施体制

自己点検・評価は、校長を委員長とする自己点検・評価委員会が実施する。

### 2.委員会の構成と役割

- ・ 校長：教育理念・目標、学校運営  
評価の実施、結果の公表、改善計画の策定の責任を負う
- ・ 主任教員：教育活動、学生支援
- ・ 事務統括：学生募集、財務、法令遵守
- ・ 生活指導担当者：学生支援、地域・社会貢献

### 3.実施方法

自己点検・評価シートを用い、当学院に勤務する常勤職員を対象に行う。

### 4.実施時期

毎年1回、1月に実施する。

必要に応じて、臨時の評価を行う。

### 5.結果の活用

委員会は、2月中に結果を取りまとめ、校長に報告する。

校長は3月中に改善計画を策定し、教職員に周知するとともに、4月からの教育活動及び学校運営の改善に反映させる。

### 6.情報公開

自己点検・評価の結果は、当校のウェブサイトで公表する。

氏名：

## 評価方法

A:達成されている。あるいは適合している。

B:一部未達成。あるいは不適合があるが、改善中。

C:未達成。あるいは適合していない。

## 1.教育理念・目標

評価

1.1	学校の教育理念が明確に定められているか	
1.2	理念や教育目的・目標が、教職員や学生に周知されているか	
1.3	理念や教育目的・目標の達成に向けた取り組みがなされているか	
1.4	理念や教育目的・目標は達成されているか	
自由記述		

## 2.学校運営

評価

2.1	認定基準への適合確認が定期的に行われているか	
2.2	運営体制（組織・意思決定）が整えられているか	
2.3	規程が整えられ、規程に則った運営が行われているか	
2.4	組織内の情報共有が図られているか	
2.5	危機管理体制は整備されているか	
2.6	施設・設備は学生の教育上及び安全上の必要性に対応できているか	
自由記述		

## 3.教育活動

評価

3.1	カリキュラムは体系的で教育目的・目標に合致しているか	
3.2	教育目的・目標に合致した教材を使用しているか	
3.3	教員の能力・経験に応じた配置をしているか	
3.4	教育内容・教育方法について、教員間で共通が持たれているか	
3.5	授業内容、出席、成績、アルバイト、面談等の記録を適切に管理しているか	
3.6	プレースメントテスト等により、クラス編成を適切に行っているか	
3.7	成績評価は適切に行われているか	
3.8	卒業・修了の基準を定め、判定は適切に行われているか	
3.9	教員研修や能力向上のための取り組みが行われているか	
自由記述		

## 4.学生支援

評価

4.1	学習の支援体制が整備されているか	
4.2	進路指導の支援体制が整備されているか	
4.3	寮等、学生の生活面への支援体制は整備されているか	
4.4	健康・安全・衛生面についての取り組みを行っているか	
4.5	危機管理体制を整備しているか	
4.6	避難訓練を定期的に行っているか	
4.7	不法残留、資格外活動違反等が起きないための取り組みをしているか	
4.8	卒業・修了・退学後の進路を把握・管理しているか	
自由記述		

## 5. 学生募集

評価

5.1	入学選考の際、経歴、留学目的、経費支弁者等について適切に確認しているか	
5.2	入学選考は基準や方法が明確化され、適正かつ公平に行われているか	
5.3	入学希望者に、理念や教育目的・目標、学校概要、教育内容、学費等を知らせているか	
5.4	入学希望者から提出された書類や面接により、学生情報を正確に把握し、選考を行っているか	
5.5	入学者が仲介機関に対して支払った手数料を把握し、それが適正であるか確認しているか	
自由記述		

## 6. 財務

評価

6.1	中長期的に安定した財務基盤が構築されているか	
6.2	予算・収支計画は有効かつ妥当なものか	
6.3	会計監査が実施されているか	
6.4	本校が仲介機関等に支払う仲介手数料等の額は、入学者から徴収する納付金と比較して適当か	
自由記述		

## 7. 法令遵守

評価

7.1	法令、認定基準等の遵守と適正な運営がなされているか	
7.2	自己点検・評価の実施と未達成・不適合事項の改善に努めているか	
7.3	関係官庁への届出・報告を適切に行っているか	
自由記述		

## 8.地域・社会貢献

評価

8.1	学校の施設を利用した地域・社会貢献を行っているか	
8.2	学生のボランティア活動への支援を行っているか	
自由記述		

## 日本語教育評価規程

### 第1条〔目的〕

この日本語教育評価規程は、南仙台国際学院の第10条に基づき、学習評価について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条〔出席状況〕

- 1 出席率の算出方法は、各学期の出席授業単位時間数÷各学期の総授業単位時間数とする。
- 2 欠課は次のとおりとする。
  - (1) 授業時間に10分未満の遅れを遅刻とし、10分以上の遅れを欠課とする。
  - (2) 早退は、授業時間終了10分未満までとし、10分以上を欠課とする。
  - (3) 遅刻、早退は3回で1単位時間の欠課とする。

### 第3条〔試験〕

- 1 試験の成績評価は、その試験の結果に基づき、100点法による。
- 2 試験当日15分を越えて遅刻した者は受験することができない。また試験開始30分後には退室することができるが、一度退室した者の再入室は認めない。ただし、聴解試験は遅刻した者は受験できない。
- 3 試験を欠席した者の当該試験科目の試験における成績は0点とする。
- 4 認められる事由があり、事前または事後に欠席理由書を提出しない場合は、当該試験科目の試験成績は0点とする。
- 5 試験中に不正行為を行ったものに対しては、当該試験科目の試験成績を0点とする。

### 第4条〔再試験・追試験〕

追試験および再試験は、学習者の状況を適切に考慮しつつ、学習評価と進級判定の公平を確保することを目的とする。なお、再試験・追試験は修了試験についてのみ行う。

### 第5条〔再試験〕

- 1 修了試験の結果が基準に満たなかった者に対し、必要に応じて再試験を実施することができる。希望する者は、当該科目につき1,000円を支払うこととする。
- 2 再試験の評価は、原則として60点を上限とする。

- 3 再試験の結果は、進級判定の資料として用いるが、平常点、出席率、Cando 達成状況等を含め判断する。
- 4 再試験の結果は、進級判定の資料として用いるが、すべての評価項目による結果がDとなった場合補習を受講すること。

#### 第6条〔追試験〕

- 1 正当な理由(疾病・公的手続き・交通障害等)により、修了試験を受験できなかった者には、追試験を認める。
- 2 追試験の受験には、原則として証明書類(診断書、証明書等)の提出を要する。
- 3 追試験の内容は、当該試験と同等の範囲および難易度とする。
- 4 追試験の評価は、原則として満点評価とするが、教務会議において別途定めることができる。

#### 第7条〔補充指導〕

授業終了時に、出席時数が不足している場合に、補充時間 10 時間を上限として実施する。

在籍中 1 回だけ受けることができる。

補充指導は以下の基準で受けることとする。

不足時間 1～4 時間……5 時間の補充指導

不足時間 5～10 時間… 10 時間の補充指導

料金はいずれも 5,000 円とする。

補充指導では、個人の不足時間に応じた課題を与え、校内で行う。

#### 第8条〔評価・成績〕

- 1 各科目の評価方法については、以下の通りとする。
  - (1)テストによる 100 点法
  - (2)発表・課題提出等によるルーブリック評価
  - (3)つたえる日本語(初級・初中級)、漢字(初級・初中級)、語彙漢字(中級・上級)、文法、読解、対策は小テスト・確認テスト・修了テスト・発表(Can-do 基準のルーブリック)・課題提出(Can-do 基準のルーブリック)で構成する。つたえる日本語(中級・上級)、コミュニティ活動、学習のまとめ Can-do を基準としたルーブリック評価を行う。評価基準は日本語教育参照枠に基づいた Can-do 記述を基礎とし、生徒の言語運用能力を行動レベルで評価する。
- 2 成績は各科目の評価項目の割合により算出する。
- 3 成績評価は、S、A、B、C、D の 5 段階評価とし、D は不合格とする。

評定	達成率	合否
S	90点～100点	合格
A	80点～89点	合格
B	70点～79点	合格
C	60点～69点	合格
D	59点以下	不合格

#### 第9条〔修了・卒業〕

1 修了要件は以下のとおりとする。

(1)各授業科目においてC以上の評価を受けた生徒に対して当該レベルの修了を認定する。

(2)出席率が9割以上であること、納付すべき学費をすべて納入していることを必須要件とする。

2 卒業要件は最終レベルである上級B2の修了および次の基準を満たす者について認める。

(1)各科目の総合評価がC以上であること。

(2)日本語教育参照枠B2-1レベルのCan-doを概ね達成していること。

(3)出席率が90%以上であること。

(4)最終総合成績において、合格基準を満たしていること。

(5)授業料・その他の学費を完納していること。

#### 第10条〔会議〕

成績判定に関する会議は、当該レベルの終了時期に合わせて校内で行うものとする。

#### 第11条〔その他〕

本規程に記載がないことについては、校長、教務主任を中心に協議しながら決定していくこととする。

#### 附則

1 この規程は、2027(令和9)年4月1日から施行する。

別表1 レベル別授業科目及び授業時数

(1 単位時間 45 分)

レベル	科目名	【進学2年課程】		【進学1年6か月課程】	
		週間授業時間	総授業時間	週間授業時間	総授業時間
初級 (A1)	つたえる日本語	15	180		
	漢字	3	36		
	学習のまとめ	2	24		
初中級 (A2)	つたえる日本語	12	168	12	168
	漢字	3	42	3	42
	試験対策	3	30	3	30
	コミュニティ活動	3	12	3	12
	学習のまとめ	2	28	2	28
中級 (B1)	つたえる日本語	8	192	8	192
	語彙漢字	2	48	2	48
	文法	4	96	4	96
	読解	2	48	2	48
	試験対策	2	24	2	24
	コミュニティ活動	2	24	2	24
	学習のまとめ	2	48	2	48
上級 (B2)	つたえる日本語	6	192	6	144
	語彙漢字	2	64	2	48
	文法	4	128	4	96
	読解	4	128	4	96
	試験対策	2	30	2	26
	コミュニティ活動	2	34	2	22
	学習のまとめ	2	64	2	48
	総学習時間		1640		1240

## 南仙台国際学院 SNS ガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、本校が SNS を通じて本校生や地域社会と安心・信頼できる交流を行うための指針です。学校のブランド保護と利用者の安全確保を両立させることを目的とします。

### 2. 適用範囲

- 学校が運用する公式アカウント(例:X(旧 Twitter)、Instagram、LINE、YouTube、TikTok 等)
- 教職員が学校名を明示して情報を発信する場合
- その他、学校に関連する SNS でのやり取り全般

### 3. 基本的な運用方針

#### 安全・信頼の確保

- 本校公式アカウントの運用は、本校の担当者限定します。

#### 法令の遵守

- 投稿内容は、日本国の法令に従い、公共の秩序や善良な風俗を損なう表現を避けることを徹底します。

#### 著作権・知的財産の尊重

- 画像・文章・音声・ロゴなど、学外のコンテンツを使用する際は権利確認と許諾を得ることとし、無断転載は禁止します。

#### 個人情報・プライバシーの保護

- 個人情報は、本人の同意がない限り投稿不可とします。

#### 正確で誠実な情報発信

- 事実に基づく情報の発信に留意し、誤記や誤情報に気づいた際は、訂正・削除を速やかに行うこととします。

#### 倫理性と配慮

- 差別的、誹謗中傷的、攻撃的な表現は禁止し、尊重あるコミュニケーションを心がけます。

## 投稿後の対応と透明性

- 投稿後でも、誤りや問題があった場合は適切に修正・説明を行います。
- 学校が行った発信と、個人の見解は明確に区別する旨を示し、情報の出所を明確にします。

## 4. 運用体制と対応フロー

- 投稿責任者を明確にし、発信者・受信者間で迅速な対応ができる仕組みを整備します。
- 無断投稿・スパム・不適切投稿は、承諾なく削除または修正します。

## 5. 更新と改訂

- SNS の環境および技術の進化に合わせて、ガイドラインを定期的に見直し、必要に応じて更新します。

# 南仙台国際学院 学生寮規程

## 第1章 総則

### 第1条〔目的〕

本規程は、本校が設置する学生寮(以下「寮」という。)の管理運営および寮生の生活に関する事項を定め、寮生が安全かつ円滑に共同生活を営むことを目的とする。

### 第2条〔適用範囲〕

寮に入居する生徒(以下「寮生」という。)は、本規程に従わなければならない。

## 第2章 入退寮

### 第3条〔入寮〕

入寮を希望する者は、本校への応募時に本校が指定する書面でその意思を表示するものとする。

### 第4条〔入寮期間〕

寮にいられる期間は以下の通りとする。

- (1)進学2年課程の生徒:入学翌年の3月20日
- (2)進学1年6か月課程の生徒:卒業年度の3月20日

### 第5条〔退寮〕

- 1 寮生が退寮する場合は、退寮希望日の30日前までに届け出るものとする。30日を過ぎて届け出た場合、退去の有無に関わらず、退寮希望日の属する月の寮費を請求する。
- 2 本校は、以下のいずれかに該当する場合、退寮を命ずることができる。
  - (1) 規程に違反したとき
  - (2) 寮費を滞納したとき
  - (3) 共同生活に著しく支障をきたす行為があったとき(ほかの寮生に迷惑をかけたとき)
  - (4) その他、本校が不相当と認めたとき
- 3 退寮時に未納金がある場合は、支払わなければならない。

### 第3章 寮費等

#### 第6条〔入寮費・寮費〕

- 1 寮生は、本校が定める入寮費および寮費を所定の期日までに納入しなければならない。
  - (1)入寮費:10,000円(初回の学費納入時に納入)
  - (2)寮費:月30,000円(半年分を初回の学費納入時に納入。)
- 2 月の途中で退寮した場合は、納入済みの寮費を日割り計算し、退去後の日数分を返金する。

#### 第7条〔その他の費用〕

寮生は、電気・水道・ガス等の光熱費およびその他必要な費用を負担する。

### 第4章 生活規律

#### 第8条〔遵守事項〕

寮生は、共同生活者としての自覚を持ち、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 寮内の清潔保持
- (2) 火気・電気の適切な使用
- (3) 夜間・早朝(20時～7時)の騒音防止
- (4) ゴミの分別および指定日時での排出
- (5) 寮の設備・備品の丁寧な使用

#### 第9条〔禁止事項〕

寮生は、次の行為をしてはならない。

- (1) 宿泊者を無断で受け入れこと
- (2) 危険物の持ち込むこと
- (3) 無断で寮の設備・備品を持ち出すこと
- (4) 他の寮生の迷惑となる行為

### 第5章 安全管理

#### 第10条〔防災〕

寮生は、火災・地震等の災害に備え、本校が定める防災指示に従わなければならない。

#### 第 11 条〔非常時の対応〕

災害その他の不測の事態が発生した場合、寮生は本校の指示に従い、安全確保および避難行動を適切に行うものとする。

### 第 6 章 損害賠償

#### 第 12 条〔損害賠償〕

寮生が故意または過失により寮の設備・備品等を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

### 第 7 章 雑則

#### 第 13 条〔規程の改正〕

本規程の改訂は、校長、教職員を中心に協議しながら決定していくこととする。

#### 附則

- 1 この規程は、2027(令和 9)年 4 月 1 日から施行する。